# 産業成長事業に係る主な法令手続き一覧

### 鳥取県立地戦略課

## 1. 設備投資に伴う土地造成を検討する段階

どんなことをする(した)際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
開発区域が1ha以上の開発事業を検討し	鳥取県開発事業	協議・打合せ	<b>鳥取県 住まいまちづくり課</b>
ているとき	指導要綱	開発事業を行う前に、 <b>あらかじめ</b>	電話 0857-26-7371
一団の土地について、土地の区画形質の変		協議が必要	HP https://www.pref.tottori.lg.jp/47884.htm
更を行う事業			

### 2. 土地を取得する(した)段階

どんなことをする(した)際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
一定規模以上の用地を取得したとき	国土利用計画法	届出	各市町村
下記に該当する土地の売買等の契約		契約を結んだ日から <b>2週間以内</b> に	[窓口一覧] 県技術企画課HP
・市街化区域…2,000㎡以上		届出が必要	https://www.pref.tottori.lg.jp/47882.htm
・市街化区域以外の都市計画区域…			
5,000㎡以上			
・都市計画区域外…10,000㎡以上			
森林を取得したとき	森林法	届出	各市町村
地域森林計画の対象民有林の土地取得		所有者となった日から <b>90日以内</b> に	〔参考〕森林の土地の届出制度 県林政企画課HP
		届出が必要	https://www.pref.tottori.lg.jp/item/660968.htm
		国土利用計画法第23条第1項の	
		規定による届出を行った場合は不要	

#### 3. 土地に対して造成等を行う段階

3. 土地に対して連成寺で11ノ技権				
どんなことをする(した)際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等	
一定規模の土地において、	土壌汚染対策法	届出	○鳥取市の区域に係るもの	
道路や水路を新設・廃止して土地区画を変		変更着手の <u><b>30日前</b></u> までに	鳥取市(生活環境課 電話 0857-20-3216)	
更するとき、盛土・切土をするとき			○岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの	
3,000㎡以上の土地の形質変更			鳥取市(環境・循環推進課 電話0857-20-3672)	
			○上記以外の区域に係るもの	
			鳥取県(水環境保全課 電話0857-26-7197	
			中部生活環境局環境・循環推進課 電話0858-23-3150	
			西部生活環境局環境・循環推進課 電話0859-31-9350)	
			〔参考〕	
			・鳥取市生活環境課HP	
			http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1204179622180/in	
			dex.html	
			・県水環境保全課 H P	
			https://www.pref.tottori.lg.jp/34667.htm	
道路や水路を新設・廃止して土地区画を変	都市計画法	許可申請	○各特例市・事務処理市町村	
更するとき、盛土・切土をするとき		<u>事前申請</u> が必要	鳥取市、米子市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、	
一定規模以上の開発行為	鳥取県市街化区		琴浦町	
主として建築物の建築又は特定工作物の建	域と一体的な地		○上記以外の地域	
設の用に供する土地の区画形質の変更	域等に係る開発		鳥取県(東部建築住宅事務所	
	許可等の基準に		西部総合事務所生活環境局建築住宅課	
	関する条例		八頭県土整備事務所維持管理課	
			日野振興センター日野県土整備局維持管理課)	
			〔窓口一覧・参考〕都市計画法に基づく開発許可制度	
			県住まいまちづくり課HP	
			https://www.pref.tottori.lg.jp/47886.htm	
	1			

	をする(した)際に、 続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
農地だったと ころで事業を 行うとき	農用地等以外の用途に供することを目的に、農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更 ※市町村計画の変更は、県知事の同意が必要	整備に関する法		各市町村(農業振興担当部局) ※連絡先は各市町村HPをご確認ください。
	農地を農地以外のものに転用するもの 市街化区域内の農地を転用するもの	農地法	<b>許可申請 工事着手前</b> に申請が必要 <b>届出 工事着手前</b> に届出が必要	各市町村農業委員会 ※連絡先は各市町村農業委員会HPをご確認ください。
(保安林及び保安施設地区 を除く)における開発行為 (当該土地における立木の 伐採面積が <u>1 ha以下のも</u> <u>の</u> )	鳥取県林地開発	<b>許可申請</b> <u>工事着手前</u> に申請が必要	鳥取県(東部農林事務所八頭事務所農林業振興課中部農林局林業振興課西部農林局農林業振興課日野振興局農林業振興課) 「参考」鳥取県林地開発条例 県森林づくり推進課HPhttps://www.pref.tottori.lg.jp/100825.htm	
	を除く)における開発行為 (当該土地における立木の 伐採面積が <b>1ha以下のも</b>	森林法	<b>届出</b> 伐採を開始する <u>30~90日前</u> まで の間に届出が必要	各市町村 〔参考〕伐採時の市町村長への届出 県林政企画課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/100729.htm
	保安林を含む森林内の開発に係る保安林指定の解除	森林法	解除申請 工事等の着手前に <u>事前相談・申請</u> が 必要	鳥取県(東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 中部総合事務所農林局林業振興課 西部総合事務所農林局農林業振興課 日野振興局農林業振興課) 〔参考〕保安林制度 県森林づくり推進課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/100822.htm
定公園・県立 自然公園内の 敷地で事業を	指定地域 (特別地区) 内に おける建築物の新築や土地 造成等 指定地域 (普通地区) 内に	自然公園法	許可申請 工事着手前に申請が必要 届出	<b>鳥取県</b> (緑豊かな自然課 電話0857-26-8625 中部生活環境局生活安全課 電話0858-23-3149 西部生活環境局生活安全課 電話0859-31-9320 日野振興センター地域振興課 電話0859-72-2081)
行うとき	おける建築物の新築や土地 造成等		<b>工事等着手前</b> に届出が必要	〔参考〕自然公園 県緑豊かな自然課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/45320.htm
自然環境保全 地域(最右欄 のHPを参照) で事業を行う	指定地域 (特別地区) 内に おける建築物の 新築や土地造成等	県自然環境保全 条例	<b>許可申請</b> 工事着手前に申請が必要	
とき	指定地域( <b>普通地区</b> )内に おける建築物の 新築や土地造成等		<b>届出</b> <b>工事等着手前</b> に届出が必要	

どんなことをする(した)際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
石器・土器・遺跡が以前発掘された場所で	文化財保護法	届出	各市町村教育委員会
事業を行うとき		<b>着手60日前</b> までに届出が必要	〔参考〕鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準
周知の埋蔵文化財包蔵地で行う土木工事等			県文化財課HP
の実施			https://www.pref.tottori.lg.jp/255492.htm
石器・土器・遺跡を見つけたとき		届出	
工事中に遺跡と認められるものを発見した		発見時、遅滞なく	
場合の保護措置			
廃棄物が地中にある地域(最右欄のHP参	廃棄物の処理及	届出	○鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町の区域に係るもの
照)で事業を行うとき	び清掃に関する	土地の形質変更に着手する日の <u>30</u>	鳥取市(環境・循環推進課)
廃棄物最終処分場跡地指定区域の土地の掘	法律	<b>旦前</b> までに届出が必要	○上記以外の区域に係るもの
削およびその他の土地の形質の変更			鳥取県(中部生活環境局環境・循環推進課
			西部生活環境局環境・循環推進課)
			〔参考〕跡地指定について 県循環型社会推進課HP
			https://www.pref.tottori.lg.jp/192742.htm

### 4. 事業内容を検討する段階

4. 事業内谷を検討9 る段階			
どんなことをする(した)際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
地下水を採取するとき	とっとりの豊か	届出	<b>鳥取県</b> (水環境保全課
揚水設備(吐出口の断面積が14平方センチ	で良質な地下水	影響調査実施の <u>6 0 日前</u> までに	中部生活環境局環境・循環推進課
メートルを超えるもの)を用いた地下水の	の保全及び持続	地下水採取の <b>60日前</b> までに	西部生活環境局環境・循環推進課)
採取	的な利用に関す		〔参考〕旧地下水条例について 県水環境保全課 HP
	る条例		https://www.pref.tottori.lg.jp/207896.htm
悪臭防止法の規制地域内(最右欄のHP参	悪臭防止法	第章(由語 民山(+性(-+)))	[参考] 規制地域 県環境立県推進課HP
恋臭防止法の規制地域内(最石懶のFP) 照)で事業を行うとき	悉吴彻止広	<b>遵守</b> (申請、届出は特になし)	
照)で事業を付つとさ		規制地域における規制基準(敷地境	https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34564
		界線、気体排出口、排出水)の遵守	
食品に関する事業(製造、販売等)を開始	食品衛生法	許可申請	○県東部地区(鳥取市、岩美町、八頭町、智頭町、若桜町)に係るもの
するとき、		<b>営業開始の10日以上前</b> までに	鳥取市保健所(生活安全課 電話0857-20-3677)
(既に開始している方で)増改築、移転、			○上記以外の区域に係るもの
廃止等をするとき			鳥取県(中部生活環境局生活安全課
			西部生活環境局生活安全課)
			〔窓口一覧〕県くらしの安心推進課 H P
			https://www.pref.tottori.lg.jp/44576.htm
<b>在米皮克狮不识在</b> 逐频大/2.2. 古米人中华士		<b>○市₩計率</b> 書相山	○鳥取市区域内のみの収集運搬に係るもの、鳥取市区域内での積替え保管
産業廃棄物の収集運搬を行う事業を実施す			(
るとき		許可申請前に条例手続終了が必要	鳥取市(環境・循環推進課)
事業所から出るごみ(燃え殻、汚泥・金属	法律	(積替え保管施設に係るもの)	(大記以外の区域に係るもの)
くず等)に関する事業		②許可申請	鳥取県(循環型社会推進課
		<u>事業開始前</u> に許可の取得が必要	中部生活環境局環境・循環推進課
	理施設の設置に		西部生活環境局環境・循環推進課)
	係る手続の適正		※積替え保管施設の設置を行う場合は県条例または鳥取市条例に基づき、
	化及び紛争の予		事前に周辺住民との合意形成を図る諸手続きが必要。
	防、調整等に関		〔参考〕
	する条例		・鳥取市環境・循環推進課HP
			https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1523427830180/inde
			x_k.html
			· 県循環型社会推進課 H P
			https://www.pref.tottori.lg.jp/273800.htm
産業廃棄物の処分を行う事業を実施すると			○鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町の区域に係るもの
ŧ			鳥取市(環境・循環推進課)
事業所から出るごみ(燃え殻、汚泥・金属			○上記以外の区域に係るもの
くず等)に関する事業			鳥取県(中部生活環境局環境・循環推進課
産業廃棄物処理施設を設置するとき	7		西部生活環境局環境・循環推進課)
自家処理も含む一定規模以上の処理施設の			〔参考〕
設置を行う場合			・鳥取市環境・循環推進課HP
机应有物系加在环场系列人士/二字字型士	4		https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1523427830180/inde
一般廃棄物の収集運搬や処分を行う事業を			x_k.html
行うとき			・県循環型社会推進課HP
家庭等から出るごみに関する事業			https://www.pref.tottori.lg.jp/273800.htm

## 5. 建屋を建設したり設備を導入する段階

	をする(した)際に、 続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
<b>環境への影響か</b> <b>規模な工場を</b> 大規模な工場 排水量1万立米	「大きい(おそれのある)大 <b>記</b> 設するとき	鳥取県環境影響	計画段階環境配慮書等の送付、公 告・縦覧、住民説明会ほか・事業計 画の構想段階から工事着手まで ※各種許認可の前に手続きが必要で す。また、手続きには数年を要し、	<b>鳥取県</b> 環境立県推進課 電話0857-26-7876 〔参考〕環境影響評価 県環境立県推進課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/17854.htm
自然環境保全 地域(最右欄 のHPを参照) で事業を行う とき	指定地域 (特別地区) 内に おける建築物の 新築や土地造成等 指定地域 (普通地区) 内に おける建築物の 新築や土地造成等	県自然環境保全 条例	終了まで工事着手できません。 許可申請 工事着手前に申請が必要 届出 工事等着手前に届出が必要	<b>鳥取県</b> (緑豊かな自然課 電話0857-26-8625 中部生活環境局生活安全課 電話0858-23-3149 西部生活環境局生活安全課 電話0859-31-9320 日野振興センター地域振興課 電話0859-72-2081) 〔参考〕県自然環境保全地域 県緑豊かな自然課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/97185.htm
国立公園・国 定公園・県立 自然公園内の 敷地で事業を 行うとき	指定地域 (特別地区) 内における建築物の新築や土地造成等 指定地域 (普通地区) 内における建築物の	自然公園法	<b>許可申請 工事着手前</b> に申請が必要 <b>届出 工事等着手前</b> に届出が必要	-
新築・増改築する以下に該当する・敷地面積9,0 3,000㎡以上の電気供給業、 る工場(水力・く)・一定面積	 5工場の新増設 00㎡以上又は建築面積	工場立地法	<b>届出</b> <b>着工の90日前</b> までに届出が必要	各市町村 〔窓口一覧〕県立地戦略課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/99347.htm
整備 一定規模以上 の建築物を新 築・増改 るとき	以下に該当する建築物 ①特殊建築物:その用途に 供する部分の床面積の 合計が100㎡超のもの ※31年7月以降は200㎡ 超のもの ②木造建築物:3以上の 階数を有し、又は延べ 面積500㎡、高さ13m もしくは軒の高さ9m超 のもの ③木造以外の建築物: 2以上の階数を有し、 又は延べ面積200㎡ 超のもの ④①~③以外の建築物 で都市計画区域等、 又は知事の指定区域に 係る建築物	建築基準法	<b>建築確認申請</b> 工事着手前に提出が必要	○鳥取市(建築指導課) ○米子市(建築相談課) ○倉吉市(建築住宅課) ○境港市(建築営繕課) ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県(東部建築住宅事務所 中部生活環境局建築住宅課 西部生活環境局建築住宅課) ※全国の指定確認検査機関への申請でも可 〔窓口一覧〕県住まいまちづくり課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47366
		建設リサイクル法	<b>届出</b> <b>工事着手の7日前</b> までに届出が必要	○鳥取市(建築指導課) ○米子市(建築指導室) ○倉吉市(建築住宅課) ○境港市(建築営繕課) ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県(東部建築住宅事務所建築住宅課 中部生活環境局建築住宅課 西部生活環境局建築住宅課) 〔窓口一覧〕県技術企画課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=46699

どんなことをする(した)際に、			
手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
一定規模以上 以下に該当する建設工事			○ <b>鳥取市</b> (都市企画課) ○ <b>米子市</b> (建築指導室)
の建築物を新・その他土木工事等:工	事 <b>法</b>	<b>工事着手の7日前</b> までに届出が必要	○ <b>倉吉市</b> (建築住宅課)
築・増改築す 金額500万円以上 るとき			○上記以外の区域に係るもの 自四目(自四日本教徒事教記(#++  年   日
(続き)			鳥取県(鳥取県土整備事務所維持管理課 八頭県土整備事務所維持管理課
(Mic)			中部県土整備局維持管理課
			西部県土整備局維持管理課
			日野県土整備局維持管理課)
			〔窓口一覧〕県技術企画課 H P
			https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=46699
アスベストが使用されている建築物の解化			○鳥取市及び岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの
や補修を行うとき	止条例	解体、改造、補修) ②吹付け石綿に係る事前調査結果	鳥取市(保健所環境・循環推進課 電話0857-20-3671)
		の報告(平成8年までに建築され	○上記以外の区域に係るもの 鳥取県(環境立県推進課 電話0857-26-7206
		た耐火建築物の解体)	病 収集 ( 現現立宗在連議 电
		③石綿粉じん排出等作業(石綿成形	西部生活環境局環境・循環推進課 電話0859-31-9350)
		板等が使用された建築物等の解体、	[参考]
		改造、補修)の実施の届出	・鳥取市生活環境課HP
		④石綿の処理予定量の届出(石綿が 佐田された 建築物祭の紹生、28%	http://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/0000000000001520
		使用された建築物等の解体、改造、補修)	232169909/index.html
		(Hi) (S)	・県環境立県推進課HP
		①について:	https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20424
		②~④の報告又は届出の必要性の	
		有無を判断するために事前に実施	
		②~④について:	
		報告又は届出	
		<b>作業開始の14日前</b> まで	
人体や環境に対して有害な(おそれのあ	水質汚濁防止法	届出	○鳥取市の区域に係るもの
る)物質を含んだ汚水を排出する施設や、		<b>工事着手の60日前</b> までに	鳥取市(生活環境課 電話0857-20-3216)
有害物質の貯蔵施設を建設するとき(公会			○岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの
用水域に排水する場合)	条例		鳥取市(環境・循環推進課 電話0857-20-3672)
			○上記以外の区域に係るもの
			鳥取県(水環境保全課 電話0857-26-7197
			中部生活環境局環境・循環推進課 電話0858-23-3150
			西部生活環境局環境・循環推進課 電話0859-31-9350)
			〔参考〕 ・鳥取市生活環境課HP
			http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1190854364312/in
			dex.html
			・県水環境保全課 H P
			https://www.pref.tottori.lg.jp/20361.htm
ばい煙の発生する施設を建設するとき	大気汚染防止法	届出	○鳥取市及び岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出		<b>工事着手の60日前</b> までに	鳥取市(保健所環境・循環推進課 電話0857-20-3672)
施設、一般粉じん発生施設等の設置等	鳥取県公害防止		※鳥取市内の一部施設については、市生活環境課(電話0857-20-
	条例		3216)
			○上記以外の区域に係るもの
			鳥取県(環境立県推進課 電話0857-26-7206
			中部生活環境局環境・循環推進課 電話0858-23-3150
			西部生活環境局環境・循環推進課 電話0859-31-9350)
			(参考)
			・鳥取市生活環境課HP
			http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1534137602390/in
			dex.html
			・県環境立県推進課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/20415.htm

どんなことをする(した)際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
浄化槽(トイレや台所等の排水の処理装置)を設置するとき	浄化槽法	届出 設置工事着手の21日前まで(型式認定浄化槽の場合は10日前まで) ※建築確認申請時に必要書類を添付した場合は届出不要	○ <b>県東部の区域に係るもの</b> 各市町 ○ <b>県中部の区域に係るもの</b> ア 三朝町を除く区域:各市町 イ 三朝町:県中部生活環境局環境・循環推進課 ○ <b>県西部の区域に係るもの</b> ア 米子市、境港市及び日野町:各市町 イ ア以外の区域:県西部生活環境局環境・循環推進課 〔窓口一覧〕旧県水環境保全課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/34542.htm
騒音や振動を発生させる設備(プレス機、 送風機、印刷機等)を設置するとき	騒音規制法 鳥取県公害防止 条例 振動規制法	届出 工事着手の30日前までに 届出 工事着手の30日前までに	各市町村 〔窓口一覧〕県環境立県推進課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154821
ばい煙や騒音、振動、汚水の発生する設備を備えた工場を設置するとき 特定施設 (ばい煙や騒音等の発生する工場等)の設置に伴う公害防止管理者等の選定	特定工場における公書防止組織の整備に関する法律	届出 選定等から30日以内	<ul> <li>○鳥取市及び岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの 鳥取市(生活環境課 電話0857-20-3216 鳥取市保健所環境・循環推進課 電話0857-20-3671) ※一部施設の届出先は各町</li> <li>○上記以外の区域に係るもの 鳥取県(環境立県推進課 電話0857-26-7206 中部生活環境局環境・循環推進課 電話0858-23-3150 西部生活環境局環境・循環推進課 電話0859-31-9350)</li> <li>※一部施設の届出先は各町 [参考] ・鳥取市保健所HP https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1520325807431/index_k.html ・県環境立県推進課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/248796.htm</li> </ul>
ダイオキシン類を含むばい煙・汚水を排出 する設備を設置するとき		<b>届出</b> <b>工事着手の60日前</b> までに	<ul> <li>○鳥取市及び岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの 鳥取市(環境・循環推進課 電話0857-20-3216 鳥取市保健所環境・循環推進課 電話0857-20-3671)</li> <li>○上記以外の区域に係るもの 鳥取県(環境立県推進課 電話0857-26-7206 中部生活環境局環境・循環推進課 電話0858-23-3150 西部生活環境局環境・循環推進課 電話0859-31-9350)</li> <li>(参考) ・鳥取市環境・循環推進課のページHP https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1520330386134/index_k.html ・県環境立県推進課のページ https://www.pref.tottori.lg.jp/20423.htm</li> </ul>